

# 北秋田市地域福祉センター 指定管理者募集要項

令和4年8月  
北秋田市

## 募集要項目次

1 施設の設置目的	1
2 施設の概要	1
3 指定管理者が行う業務	1
4 指定の期間	1
5 指定管理業務に要する経費	1
6 指定管理業務実施に係る基本的な考え方	2
7 管理の目標	2
8 申請資格	3
9 現場説明会	3
10 申請の手続き	3
11 選定の方法	4
12 選定の時期等	5
13 協定の締結	5
14 指定の取消し	5
15 次点候補者との協議	5
16 法人税等	5
17 お問い合わせ先	6

## 北秋田市地域福祉センター指定管理者募集要項

北秋田市では、北秋田市地域福祉センター（以下「地域福祉センター」という。）の管理運営業務を効果的かつ効率的に行うため、地方自治法第244条の2第3項及び北秋田市地域福祉センター条例第4条の規定に基づき、指定管理者を募集します。

### 1 施設の設置目的

地域福祉センターは、高齢者などを対象に通所介護事業や介護予防・生活支援等事業など各種福祉サービスを提供するとともに、福祉情報の提供等を総合的に行い地域住民の福祉増進や福祉意識の高揚を図り、本市の在宅福祉活動の拠点としての役割を担うことを目的としています。

### 2 施設の概要

名称	北秋田市地域福祉センター
所在地	北秋田市宮前町9番68号
開設時期	平成7年10月
構造	鉄筋コンクリート造一部二階建
面積	敷地面積 44,700㎡ 延床面積 1,324.04㎡
施設の内容	通所介護事業所事務室 1 特別浴室 1 浴室 2 創作作業室 1 機能訓練室 1 相談室 1 大広間 1 多目的ホール 1 図書コーナー 1 食堂 1 厨房 1 休憩室 1 更衣室 1 物入・書庫・倉庫・食品庫 5 身障トイレ 1 トイレ 4 会議室（大）1（小）1

### 3 指定管理者が行う業務

- (1) 地域福祉センターの運営に関する業務
- (2) 事業及び施設の利用許可に関する業務
- (3) 施設及び設備の維持管理に関する業務
- (4) その他市長が特に必要であると認める業務

### 4 指定の期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日（5年間）

### 5 指定管理業務に要する経費

#### (1) 利用料金制

本施設では、地方自治法第244条の2第8項の規定に基づき「利用料金制」を採用し、指定管理者の収入として収受できることとします。

利用料金の額は、北秋田市地域福祉センター条例第12条に規定する額とします。

#### (2) 費用負担

通所介護事業に関する業務に係る経費は、利用料金収入により賄うものとします。

施設の維持管理及び光熱水費等に要する経費について利用料金で賄えない場合は、市の負担とし指定管理料の積算対象としますので、適切な管理方法や市に求める経費の有無及び金額を見積り、業務計画書及び収支計画書で提案してください。

(3) 指定管理料等

指定期間中において、市が支払う指定管理料の総額（上限）は、15,930千円以下とし、指定管理者から提出される業務計画書や収支計画書等の内容を踏まえ、予算編成方針に基づく編成過程や予算の議決を経て決定され、予算の範囲内で別途年度ごとに締結する協定の中で金額、支払時期、方法等を定め指定管理料として指定管理者に支払われます。

指定管理料の支払いは指定管理者の請求により四半期ごとに分割して支払うものとします。

なお、地域福祉センターは、指定管理業務に伴い指定管理者に複数年にわたり大幅な収益が見込める施設と位置づけており、指定管理者は施設利用料相当分を指定管理者納付金（別紙）として、市に支払うものとします。

(4) 指定管理用等の精算

市が求める指定管理業務を確実に実施する中で、利用料金の増加や経費節減など、指定管理者の営業努力により生み出された余剰金については、原則として精算による返還を求めません。ただし、賃金水準や物価水準の変動その他の理由により当初合意された指定管理料が不相当と認められるときは、双方協議の上指定管理料を変更する場合があります。また、1件20万円未満の修繕の支払い実績額については、あらかじめ協議して定めた支払予定額との差額を毎年精算します。

(5) 法律や制度等の改正による指定管理料及び納付金の変更

利用料金制で運営している指定管理施設において、指定期間中に法律や制度等が改正されたことにより収入に変更が生じる場合、市と指定管理者の協議の上これを変更できるものとし、基本協定書にその旨を記載します。

## 6 指定管理業務実施に係る基本的な考え方

- (1) 施設の設置目的に基づいて管理運営するとともに、利用者等の安全管理に万全を期すこと。
- (2) 公の施設であることを常に念頭において、公平な運営を行うこととし、特定の団体等に有利あるいは不利となる運営をしないこと。
- (3) 関連する施設及び他の市民利用施設との連携を図った運営を行うこと。
- (4) 利用者等の意見を管理運営に反映させること。
- (5) 指定管理業務を行うにあたり、個人情報を取り扱う場合は、その取扱いに十分注意し、漏洩、滅失及び毀損の防止その他個人情報の適切な管理に努め、個人情報を保護するために必要な措置を講ずること。
- (6) 施設の効率的な運営と管理運営費の削減に努めること。
- (7) 関係法令等を遵守すること。
- (8) 指定管理者は、本事業を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできません。ただし、本事業の一部（管理運営業務の中心的なものでない業務）について、あらかじめ市が認めた場合は、この限りではありません。
- (9) 特別な理由等がある場合を除き、職員の雇用についてはできるだけ北秋田市内在住者の雇用に努めるとともに、物品の調達等においても北秋田市内の業者への発注に努めること。

## 7 管理の目標

達成目標	目 標 値				
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
施設の利用者 (通所介護事業)	9,300人	9,300人	9,300人	9,300人	9,300人

## 8 申請資格

- (1) 指定管理者の申請ができるのは、主たる事務所（会社においては本店）所在地を北秋田市内に有し、指定管理開始時点において、介護保険法に定める指定居宅サービス事業者（通所介護事業）の指定を受けることができる法人その他の団体（以下「団体」という。）とします。
- (2) 次に該当する団体は申請できません。
  - ① 当該団体の責めに帰すべき事由により市又は他の地方公共団体から指定管理者の指定を取り消され、その取り消しの日から4年を経過しない団体
  - ② 当該団体の役員（法人でない団体にあつては、当該団体の代表者）のうち次のいずれかに該当する者がある団体
    - ア 公の施設の管理を行うために必要な契約等を締結する行為能力を有しない者
    - イ 破産者で復権を得ない者
    - ウ 市における指定管理者の指定の手續きにおいて、その公正な手續きを妨げた者又は不正の利益を得るために連合した者
  - ③ 破産手續開始の決定を受けた法人又は清算法人
  - ④ 次に掲げる者が、取締役、監査役、支配人、理事又はこれらに準ずる者の地位にある団体
    - ア 市長
    - イ 市議会の議員
  - ⑤ 団体又はその代表者が指定暴力団の構成員その他集团的に、又は常習的に暴力的不正行為その他の違法行為を行うおそれがある団体又は指定管理者として社会通念上ふさわしくない団体

## 9 現場説明会

次のとおり現場説明会を開催します。参加を希望される団体は令和4年8月8日（月）までに現場説明会出席申込書を提出してください。

- (1) 日 時 令和4年8月10日（水） 午後2時20分～午後2時50分
- (2) 場 所 北秋田市地域福祉センター
- (3) 申込先 北秋田市健康福祉部 高齢福祉課 高齢福祉係  
電話：0186-62-6639 ファックス：0186-62-4296

## 10 申請の手續き

- (1) 指定管理者の指定を受けようとするものは、指定申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて提出してください。
  - ① 申請資格を有している事を証する書類
  - ② 指定管理業務に係る業務計画書（様式第2号）
  - ③ 指定管理業務に係る収支計画書（令和5～9年度）
  - ④ 申請者の令和4年度収支予算関係書類

- ⑤ 申請者の令和3年度事業報告書、収支計算書、貸借対照表、財産目録その他財務の状況を明らかにする書類
  - ⑥ 定款、寄付行為、規約その他団体の目的、組織及び運営の方法を明らかにする書類
  - ⑦ 法人にあっては、登記事項証明書
- (2) 提出部数  
 正本1部、副本10部（コピー可）を提出してください。  
 なお、市が必要と認める場合は、申請書類の内容について、説明や追加資料の提出を求めることがあります。
- (3) 申請期間  
 令和4年8月1日（月）～令和4年9月9日（金）午後5時必着
- (4) 提出場所  
 北秋田市健康福祉部 高齢福祉課 高齢福祉係  
 〒018-3392 北秋田市花園町19番1号  
 電話：0186-62-6639 ファックス：0186-62-4296
- (5) 質問事項の受付  
 この募集要項について質問がある場合は、令和4年8月26日（金）午後5時までに持参、ファックス又は電子メールにより高齢福祉課高齢福祉係へ質問書（別紙）を提出してください。なお、電話での受付はいたしません。  
 回答は質問者及び説明会参加者全員に、令和4年9月2日（金）までにファックス又は電子メールにより行います。
- (6) 留意事項
- ① 申請は一団体につき一案とします。複数の申請はできません。
  - ② 提出された書類の内容を変更することはできません。
  - ③ 提出された書類は理由の如何にかかわらず返却しません。
  - ④ 申請に関して必要となる経費は、申請者の負担とします。
  - ⑤ 事業計画書等の著作権は申請者に帰属します。ただし、市は、指定管理者の決定の公表等必要な場合には、事業計画書等の内容を無償で使用できるものとします。
  - ⑥ 提出された書類については、北秋田市個人情報保護条例の規定に基づき非公開とすべき箇所を除き、公開されることがあります。
  - ⑦ 申請書類に虚偽の記載があったときは、失格とします。

## 11 選定の方法

北秋田市健康福祉部所管施設指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、次に掲げる選定基準により審査し採点した点数を合計して最も点数が高い団体を指定管理の候補者として選定します。選定にあたっては、書類審査の他、必要に応じてプレゼンテーション若しくはヒアリングを行い審査、評価を行います。

### 【選定基準】

- (1) 施設利用に関する平等性確保に関する計画
  - ① 施設の役割を踏まえた平等な利用の確保に関する運用方針
  - ② 施設利用の制限及び取消しに関する運用方針
- (2) 施設運営に関する計画
  - ① 施設運営の基本方針
  - ② 施設利用者の増加及びサービス向上に資するための方策

- ③ 当該施設関連の管理運営実績
- ④ 施設の運営に必要な職員確保及び職員の資質向上の方策
- ⑤ 利用者からの要望、意見又は苦情への対応
- ⑥ 関連する施設、関係機関、地域その他事業等との連携
- ⑦ 日常の安全管理及び緊急時の対応
- ⑧ 個人情報の管理体制
- (3) 施設設備等の管理に関する計画
  - ① 収支計画の内容、的確性
  - ② 施設の管理経費の縮減に関する方策
  - ③ 施設の管理業務のうち外部委託の範囲
  - ④ 物品等の調達時における市内事業者の活用方策
- (4) 団体の概要
  - ① 団体の経営理念及び財政状況等
  - ② 監査（外部監査、内部監査、第三者評価等）の実施状況及び結果
- (5) その他特記事項
  - ① 他の団体と比較して優れている事項等

## 12 選定の時期等

選定委員会は、令和4年9月下旬（予定）に行い、その結果については、書面により通知するとともに、団体名（候補者とならなかった団体の名称を除く）得点状況を市のホームページ及び広報誌等に公表します。

指定後、速やかに、管理運営の準備に入っていただきますが、準備にかかる費用については指定管理者の負担とします。

## 13 協定の締結

市議会の議決による指定に伴い、施設の管理に係る細目的事項、管理費用等の額、危険負担等を定めるため、協議により協定を締結します。

## 14 指定の取消し

市議会の議決を経るまでの間に、指定管理者に指定することが著しく不相当と認められるときは、指定管理者に指定しないことがあります。

なお、市議会の議決が得られなかった場合及び否決された場合においても、当該施設にかかる業務及び管理の準備のために支出した費用等については、一切補償しません。

また、指定管理を行う施設の管理の適正を期すために本市が行う指示に従わないとき、その他指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることがあります。

## 15 次点候補者との協議

指定管理者の候補者が、前項の規定により指定を取消され又は指定されなかった場合は、選定委員会において次点候補者となった団体を、指定管理者の候補者として協議を行う場合があります。

## 16 法人税等

指定管理者は、会社等の法人にかかる市民税、事業を行う者にかかる事業所税、指定管理者

が新たに設置した償却資産にかかる固定資産税等の納税義務者になる可能性がありますので、市役所税務課にお問い合わせください。

なお、国税については税務署、県税については県税事務所へお問い合わせください。

## 17 お問い合わせ先

北秋田市健康福祉部 高齢福祉課 高齢福祉係 〒018-3392 北秋田市花園町19番1号 電話 0186-62-6639 ファックス 0186-62-4296 電子メール kourei@city.kitaakita.akita.jp
--

(別紙)

指定管理料の実績

平成30年度	7, 500, 000円
令和元年度	4, 150, 000円
令和2年度	0円
令和3年度	0円
令和4年度	0円

施設利用者の実績

通所介護事業

平成30年度	利用者実人数	117名	延べ利用人数	9,700名
令和元年度	利用者実人数	126名	延べ利用人数	10,157名
令和2年度	利用者実人数	121名	延べ利用人数	10,227名
令和3年度	利用者実人数	127名	延べ利用人数	9,305名

施設設備利用

平成30年度	延べ利用人数	3,995名
令和元年度	延べ利用人数	4,058名
令和2年度	延べ利用人数	171名
令和3年度	延べ利用人数	892名

主な施設設備等の保守管理一覧

- 自動扉保守点検業務
- 電気設備保守管理業務
- 消防用設備保安点検業務
- 暖房・給湯設備保守点検業務
- ボイラー煤煙測定業務
- 清掃・衛生管理業務

指定管理者納付金

令和5年度	5,966,000円
令和6年度	5,966,000円
令和7年度	5,966,000円
令和8年度	5,966,000円
令和9年度	5,966,000円